



有形文化財（書跡・典籍）

45. 後柏原天皇宸翰御詠草 おく 1幅

■指定年月日 昭和34年3月4日(1959)

■所有者 かすが 春日神社

■所在地 飯田町17-49

昭和19年(1944)7月6日、文部省が「昭和8年法律第43号重要美術品等ノ保存ニ関スル件、第2条ノ規定ニ依リ認定」した「後柏原天皇宸翰御詠草」(梅・鹿・寄松恋)一幅である。昭和31年(1956)12月9日、氏子の故藤野幸作氏が喜寿の祝に春日

神社に奉養されたのであるが、それ以前の伝来についてははっきりしない。

はこがき箱書によると、後柏原天皇(1464-1526)自筆の歌の草案に、さんじょうにしさねたか三条西実隆(1455-1537)が添削の筆を入れたものである。

梅	へさく梅の花にまさりしわけ入て わくかたもなくかほる林も 鶯のこゝろしられて世ハ春に さそはれぬへし四方の梅かゝ
鹿	へ鳴しかの山ふかくとも妻恋の おもひくまなき夜半の月かけ へあかすとや花をもふくむ秋の 野の露 千くさにまじるさをしかのこ糸
寄松恋	へかわらしの心の色もふかミとり 明かふ空の軒の松風